

業務委託仕様書

1 名称

和歌山市立学校（園）貯水槽清掃業務（第1区域）

2 場所及び容量

別紙（第1区域）のとおり

3 期間

受託者は、契約確定日から令和8年9月30日までの間に清掃作業を実施するものとする。

4 業務内容

(1) 受託者は、作業開始前までに次に掲げる事項を行わなければならない。

ア 建築物飲料水貯水槽清掃業許可書の写し（有効期限内のものに限る。）を学校支援課に提出すること。

イ 作業実施日及び時間を各学校長と協議の上、決定すること。

ウ 作業従事予定者について健康診断及び検便（赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌O157）を行い、健康診断書及び検便に係る検査成績書（作業実施開始予定日の3か月以内に発行されたものに限る。）を学校支援課に提出すること。

(2) 作業は、次の要領で行うものとする。

ア 貯水槽周辺の清掃を行った上で、水槽の外観の点検を行う。

イ 清掃作業前に各貯水槽内及び末端の給水栓において、残留塩素測定を行う。

ウ 通気管、排気管等の防虫網、きれつの有無、マンホール、ボールタップ、自動運転装置、満減水警報装置、フートバルブ、揚水ポンプ等の状態を点検する。

エ さびの発生の有無を調べ、発生している場合、さびを除去した上で、防錆処理を行う。

オ 高圧洗浄機等を用い、貯水槽内の沈殿物質、壁面等の付着物を除去する。

カ 消毒液（有効塩素50～100ppmとなるように調製したもの）を内壁に噴霧し、その後15分以上放置する。これを2回繰り返した後、3回目の消毒液噴霧を行う。3回目の消毒液噴霧の後、30分以上放置した上で、貯水槽に水を張る。

キ 水の漏れ等がないか確認する。

ク 各貯水槽内及び末端の給水栓において、残留塩素測定を行い、遊離残留塩素にあつては0.2ppm以上であることを確認する。

5 留意事項

(1) 作業衣その他の作業従事者が身に付けるものは、十分に消毒を行い、作業開始直前に現場で着用すること。

(2) 作業に使用する資機材は、使用前に十分に消毒を行うこと。また、作業時は使い捨て手袋などを使用し衛生管理を徹底すること。（素手による作業は行わないこと。）

(3) 残留塩素測定については、比色法（DPD法）、電流法又は吸光光度計のいずれかによること。

(4) 清掃作業終了後、末端給水栓から採水し、当該採水日から7日以内に、和歌山市衛生研究所又は水道法第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した検査機関において、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表中1、2、9、11、38及び46から51までの項の上欄に掲げる項目についての水質検査を受け、水質検査成績書を学校支援課に提出する。

(5) 作業完了後、次に掲げる事項について記載した作業報告書を作成し、学校支援課に提出する。

ア 実施施設の名称及び所在地

イ 実施日時

ウ 作業員（有資格者、補助者等）の氏名

エ 貯水槽の容量、槽数、構造、点検項目に係る状態等

オ 消毒液の使用薬剤名称

カ 残留塩素の測定方法、測定結果及び良否

キ 改善が必要な点その他留意事項

ク 作業写真

1) 撮影箇所は次の通りとする

1. 各貯水槽内清掃作業前

2. 各貯水槽内清掃作業中

3. 各貯水槽内清掃作業後

4. 作業終了後の各貯水槽の蓋の閉鎖、鍵の施錠場面

5. 使用機器の消毒場面

6. 各貯水槽内入槽時の足元消毒場面

7. 改善必要箇所（不良箇所）

2) 写真はカラーとし、A4サイズ用紙に3枚程度配置すること

ケ 清掃作業チェックシート

6 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

別紙(第1区域)

	学校名	所在地	受水槽		高架水槽		計	
			槽	容量	槽	容量	槽	容量
1	大新小学校	新大工町23	1	10			1	10
2	宮北小学校	納定21	1	16	1	6	2	22
3	新南小学校	木広町4丁目23	1	21	1	4.5	2	25.5
4	宮小学校	秋月475	1	27			1	27
5	四箇郷小学校	有本183	1	15	2	10.8	3	25.8
6	四箇郷北小学校	有本321	1	18			1	18
7	中之島小学校	中之島1491	1	17.5	1	5	2	22.5
8	芦原小学校	雄松町4丁目25	1	10	1	3	2	13
9	吹上小学校	吹上4丁目1-15	1	16			1	16
10	西和佐小学校	栗栖84-1	1	20	1	5.4	2	25.4
11	直川小学校	直川1253	1	10			1	10
12	紀伊小学校	弘西321	1	22.5	1	7.2	2	29.7
13	山口小学校	里146	1	6.75	1	3	2	9.75
14	川永小学校	楠本285	1	24	1	5.4	2	29.4
15	伏虎義務教育学校	鷺ノ森南ノ丁1	1	30			1	30
16	日進中学校	秋月365-3	2	42.75			2	42.75
17	城東中学校	美園町2丁目63	1	15			1	15
18	紀伊中学校	北野544-1	1	20	2	12	3	32
19	高積中学校	布施屋112-2	1	16	1	8	2	24
20	岡山幼稚園	吹上1丁目4-1	1	12			1	12
21	西和佐幼稚園	栗栖70	1	2			1	2
22	紀伊幼稚園	弘西317	1	4			1	4
合 計			23	375.5	13	70.3	36	445.8

第〇区域受託業者（〇〇〇）

学校（園）	作業開始時間	時	分	作業終了時間	時	分	※学校から鍵を預かった時間及び返却した時間を記入してください。
-------	--------	---	---	--------	---	---	---------------------------------

項目	内容	チェック
1 従事予定者のうち誰が従事しましたか。		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
2 仕様書の作業要領のとおり実施していますか。	ア 貯水槽周辺の清掃を行った上で、水槽の外観の点検を行う。	<input type="checkbox"/>
	イ 清掃作業前に各貯水槽内及び末端の給水栓において、残留塩素測定を行う。	<input type="checkbox"/>
	ウ 通気管、排気管等の防虫網、きれつの有無、マンホール、ボールタップ、自動運転装置、満減水管報装置、フートバルブ、揚水ポンプ等の状態を点検する。	<input type="checkbox"/>
	エ さびの発生の有無を調べ、発生している場合、さびを除去した上で、防錆処理を行う。	<input type="checkbox"/>
	オ 高圧洗浄機等を用い、貯水槽内の沈殿物質、壁面等の付着物を除去する。	<input type="checkbox"/>
	カ 消毒液（有効塩素50～100ppmとなるように調製したもの）を内壁に噴霧し、その後15分以上放置する。これを2回繰り返した後、3回目の消毒液噴霧を行う。3回目の消毒液噴霧の後、30分以上放置した上で、貯水槽に水を張る。 1回目 時 分開始 2回目 時 分開始 3回目 時 分開始 水張開始時間 時 分開始 水張終了時間 時 分終了	<input type="checkbox"/>
	キ 水の漏れ等がないか確認する。	<input type="checkbox"/>
	ク 各貯水槽内及び末端の給水栓において、残留塩素測定を行い、遊離残留塩素にあっては0.2ppm以上であることを確認する。	<input type="checkbox"/>
	ケ 維持管理課の指示どおり、バルブ操作について水量を確認しながらゆっくりと操作しているか。	<input type="checkbox"/>
	3 留意事項を遵守していますか。	ア 作業衣その他の作業従事者が身に付けるものは、十分に消毒を行い、作業開始直前に現場で着用すること。
イ 作業に使用する資機材は、使用前に十分に消毒を行うこと。また、作業時は使い捨て手袋などを使用し衛生管理を徹底すること。		<input type="checkbox"/>
ウ 残留塩素測定については、比色法（DPD法）、電流法又は吸光光度計のいずれかによること。		<input type="checkbox"/>
エ 清掃作業終了後、末端給水栓から採水し、当該採水日から7日以内に指定検査機関において水質検査を受けること。（できるだけ早く検査を受けてください。）		<input type="checkbox"/>

※ 作業の開始時間と終了時間については、学校に確認する場合がありますので、正確な時間をご記入ください。

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は和歌山市立学校（園）第1区域の貯水槽の清掃業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約確定日から令和8年9月30日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等のより承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この条において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（履行遅滞に係る損害金等）

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴

収して契約期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第13条第2項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(確認)

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたとき、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、委託業務終了後、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項第2号の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をして契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しく

は運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求する事ができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第18条 乙は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託契約の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規程により委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第14条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(補則)

第21条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙